

令和3年5月 28 日

市政記者各位

## 新型コロナウイルスに関する公共施設等の対応について

緊急事態宣言に伴う福岡県の要請等を踏まえた、公共施設等の対応について、以下の取り扱いを継続しますので、お知らせいたします。

### 1 対象期間【期間を延長】

(変更後) 令和3年5月 12 日(水)～**6月 20 日(日)**

(変更前) 令和3年5月 12 日(水)～5月 31 日(月)

### 2 公共施設及び市主催イベントの対応【現在の対応を継続】

#### ○公共施設

原則として、閉館とする。

※興行・全国大会などのイベントは、人数制限等を行い感染対策を徹底した上で、開催可とする。

#### ○市主催イベント

原則として、中止若しくは延期とする。

なお、上記の対応状況は、市ホームページ等に随時掲載する。

### 3 施設利用料の返金等について【現在の対応を継続】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う取扱いを継続する。

#### 【問い合わせ先】

市民局公民館支援課 松枝・松本  
TEL:092-711-4658 (内線 3758)